

w4449P-00

合格革命



2019 年度版

行政書士

40字記述式
・多肢選択式 問題集

行政書士試験研究会

多肢選択式の予想問題も収録！

赤シート付き

基礎編 条文・判例を確認 →

応用編 事例形式の
オリジナル問題

2段階で
記述式対策は
万全！

早稲田経営出版
TAC PUBLISHING Group

Wセミナー
WASEDA

はじめに

平成18年度以降の行政書士試験では、択一式に加えて記述式が出題され、300点中60点（20点×3問）という高い配点を占めています。驚くべきことに、これは5肢択一式の15問分に相当する点数です。このことからすれば、記述式の攻略なくして行政書士試験に合格することは、極めて困難といえるでしょう。

しかし、記述式は独学では対策がしづらいため、毎年のように受験生の悩みの種とされ、記述式で涙をのむ受験生を多く見てきました。そこで、私ども行政書士試験研究会では、受験生のみなさんに独学でしかも効率的な記述式対策をしていただくため、今までにない「革命的」なスタイルの記述式問題集を開発いたしました。それが、この『2019年度版 合格革命 行政書士 40字記述式・多肢選択式問題集』です。

本書は、条文・判例の穴埋め問題で記述式問題の素材となる条文・判例の文言を押さえていく〈基礎編〉から、本試験と同様に事例形式のオリジナル問題を出題している〈応用編〉へと進むようになっていますので、初学者の人でも無理なく記述式対策を進めることができます。また、私ども行政書士試験研究会では、本試験の傾向を徹底的に分析し、今年度出題が予想される問題ばかりを出題していますので、毎年のようにズバリ的中を出してお、その的中率も「革命的」なものとなっています。

さらに、多肢選択式を苦手とする受験生にも配慮し、多肢選択式の予想問題も多数掲載していますので、この1冊で記述式対策のみならず多肢選択式対策もすることができます。

本書は、受験生のみなさんが苦手とする記述式や多肢選択式を得点源に変え、「合格革命」を成功に導く秘密兵器となることでしょう。

2019年1月

行政書士試験研究会

目 次

本書の特長と使い方	8
合格革命シリーズの紹介と合格への道のり	12
記述式Q & Aコーナー～受験生の疑問を解消！～	14

第1部 基礎編

第1章 憲 法 条文チェック	20
判例チェック	24
第2章 行政法 条文チェック	33
判例チェック	41
第3章 民 法 条文チェック	45
判例チェック	66

第2部 応用編

第1章 記述式

A B C …重要度

● 第1節 行政法

問題1	行政法の一般的な法理論（行政行為の種類）	B	70
問題2	行政法の一般的な法理論（行政行為の効力）	B	72
問題3	行政法の一般的な法理論（行政上の強制措置）	A	74
問題4	行政手続法（申請に対する処分）	A	76
問題5	行政手続法（不利益処分）	A	78
問題6	行政手続法（行政指導）	A	80
問題7	行政不服審査法（審査請求の審理手続）	B	82
問題8	行政事件訴訟法（取消訴訟の訴訟要件）	A	84
問題9	行政事件訴訟法（取消訴訟の訴訟要件）	A	86
問題10	行政事件訴訟法（取消訴訟の審理）	B	88
問題11	行政事件訴訟法（取消訴訟の審理）	A	90
問題12	行政事件訴訟法（取消訴訟の判決）	A	92
問題13	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟）	A	94

問題14	行政事件訴訟法（不作為の違法確認訴訟）	B	96
問題15	行政事件訴訟法（差止め訴訟）	A	98
問題16	行政事件訴訟法（仮の救済）	A	100
問題17	行政事件訴訟法（仮の救済）	A	102
問題18	行政事件訴訟法（教示）	A	104
問題19	国家賠償法（1条）	C	106
問題20	地方自治法（住民の権利）	A	108

● 第2節 民 法

問題1	総則（行為能力）	A	110
問題2	総則（行為能力）	A	112
問題3	総則（意思表示）	A	114
問題4	総則（意思表示）	A	116
問題5	総則（代理）	A	118
問題6	総則（時効）	A	120
問題7	総則（時効）	A	122
問題8	物権（動産物権変動）	B	124
問題9	物権（占有権）	A	126
問題10	物権（占有権）	A	128
問題11	物権（共有）	B	130
問題12	物権（留置権）	A	132
問題13	物権（留置権）	A	134
問題14	物権（抵当権）	A	136
問題15	物権（抵当権）	B	138
問題16	債権（種類債権）	B	140
問題17	債権（債務不履行）	A	142
問題18	債権（債権者代位権）	A	144
問題19	債権（債権者代位権）	A	146
問題20	債権（詐害行為取消権）	A	148
問題21	債権（弁済）	A	150

問題22	債権（弁済） A	152
問題23	債権（相殺） B	154
問題24	債権（売買契約） A	156
問題25	債権（売買契約） B	158
問題26	債権（賃貸借契約） B	160
問題27	債権（賃貸借契約） A	162
問題28	債権（請負契約） A	164
問題29	債権（請負契約） A	166
問題30	債権（請負契約） A	168
問題31	債権（委任契約） B	170
問題32	債権（事務管理） B	172
問題33	債権（不当利得） B	174
問題34	債権（不法行為） A	176
問題35	債権（不法行為） A	178
問題36	債権（不法行為） A	180
問題37	債権（不法行為） B	182
問題38	債権（不法行為） B	184
問題39	親族（婚姻） C	186
問題40	相続（遺言） B	188

第2章 多肢選択式

● 第1節 憲 法

問題1	人権（法人の人権） A	190
問題2	人権（外国人の人権） A	192
問題3	人権（法の下の平等） A	194
問題4	人権（思想及び良心の自由） B	196
問題5	人権（信教の自由） A	198
問題6	人権（職業選択の自由） A	200
問題7	人権（人身の自由） B	202

問題8	人権（生存権）	B	204
問題9	統治（国会）	B	206
問題10	統治（裁判所）	A	208

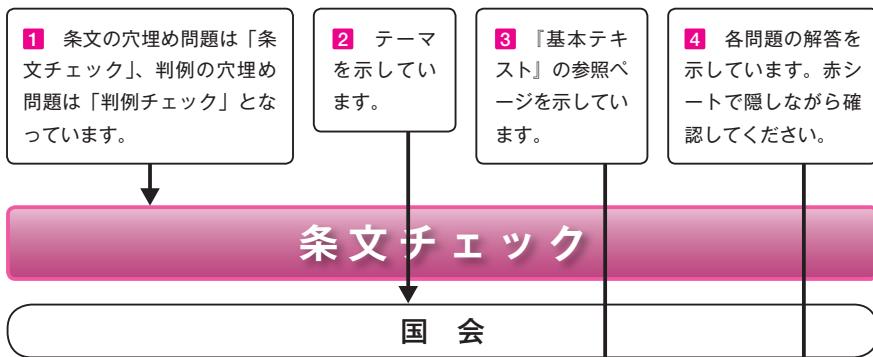
● 第2節 行政法

問題1	行政法の一般的な法理論（行政法総論）	B	210
問題2	行政法の一般的な法理論（行政機関）	B	212
問題3	行政法の一般的な法理論（行政行為）	A	214
問題4	行政法の一般的な法理論（行政裁量）	A	216
問題5	行政法の一般的な法理論（行政立法）	A	218
問題6	行政法の一般的な法理論（行政指導）	A	220
問題7	行政法の一般的な法理論（行政上の強制措置）	A	222
問題8	行政手続法（申請に対する処分）	B	224
問題9	行政不服審査法（不服申立ての類型）	B	226
問題10	行政事件訴訟法（行政事件訴訟の類型）	A	228
問題11	行政事件訴訟法（处分性）	A	230
問題12	行政事件訴訟法（原告適格）	A	232
問題13	行政事件訴訟法（訴えの利益）	A	234
問題14	行政事件訴訟法（取消訴訟と審査請求の関係）	B	236
問題15	行政事件訴訟法（取消訴訟の判決）	A	238
問題16	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟）	B	240
問題17	行政事件訴訟法（当事者訴訟）	A	242
問題18	行政事件訴訟法（教示）	B	244
問題19	国家賠償法（2条）	B	246
問題20	地方自治法（地方公共団体の種類）	C	248

本書の特長と使い方

本書は、初学者の人でも無理なく記述式対策を進めることができるように、
＜基礎編＞から＜応用編＞へと進む2ステップ方式を採用しています。以下では、この2ステップ方式にのっとった効果的な学習法を紹介します。

1. <基礎編>で条文・判例知識を確認しよう！



□□ 第41条 テキスト p.101

国会は、国權の〔①〕であつて、國の唯一の〔②〕である。

□□ 第51条 テキスト p.110

両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は〔③〕について、〔④〕で責任を問はれない。

□□ 第54条 テキスト p.107

1 略

2 衆議院が解散されたときは、參議院は、同時に〔⑤〕となる。但し、〔⑥〕は、國に緊急の必要があるときは、〔⑦〕を求めることができる。

3 略

□□ 第56条 テキスト p.108

1 両議院は、各々その総議員の〔⑧〕の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

解答

①最高機関

②立法機関

③表決

④院外

⑤閉会

⑥内閣

⑦参議院の緊急集会

⑧3分の1以上

⑨過半数

2. <基礎編>の知識を使って<応用編>の問題を解いてみよう！

1 各問題のテーマを示しています。

2 各問題の難易度を示しています。

易…確実に正解したい基本的な問題

普…できれば正解したい合否を分けるレベルの問題

難…間違えても仕方ないといえる応用的な問題

3 本試験での出題可能性の高いものから順にA～Cのランクを付しています。

問題 1



行政法の一般的な法理論（行政行為の種類）

難易度
普
重要度
B

以下に引用する農地法3条1項本文による農地の権利移転の許可は、行政法学上のある行為形式（行為類型）に属するものと解されている。その行為形式は、どのような名称で呼ばれ、どのような内容のものと説明されているか。40字程度で記述しなさい。

農地法3条1項本文

農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

(解答用)

10

15

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



4 本試験ではほとんどの問題で15マス×3段の解答欄が設けられていますので、これを利用して解答を40字程度にまとめる訓練を積んでください。

3. <応用編>の解説を読んで復習しよう！

1 配点されるキーワードをすべて盛り込み40字程度に簡潔にまとめた解答例を示しています。赤シートで隠しながら学習できます。

2 採点基準と配点を明記していますので、その場で自己採点をすることができます。

3 「基本テキスト」の参照ページを示しています。

4 解答を導くポイントは太字にしています。

解説

10	15
認可と呼ばれ、私人の法律行為を	
補充して、その法律上の効果を完	
成させると行為と説明される。	(43字)

採点基準

- ①「認可と呼ばれ」 8点
- ②「私人の法律行為を補充して」 6点
- ③「その法律上の効果を完成させる行為」 6点

1 農地法3条1項本文による農地の権利移転の許可は、行政法学上の「認可」

5 間違いやすいポイントや問題の着眼点、問題を解く際に役立つテクニックなどを紹介しています。

テキスト p.172

の法律行為を補充して、その法律上の効果を完

テキスト p.172

ポイント



「認可」という名称は、絶対に書けるようにしておきたいです。「認可」の内容については、本によって若干表現が異なってきますので、大まかな内容が合っていれば十分と割り切る姿勢が重要です。なお、平成23年度問題44は「即時強制」という名称とその内容を記述させる問題であり、これについても同様のことがいえます。

4. くり返し学習しよう！

あとは、「本書の特長と使い方」の1. から3. をくり返して、記述式・多肢選択式を得点源にしていきましょう！ 1回目で解けなかったとしても、本試験までに解けるようになっていれば良いのです。本書の問題は、いずれも今年の本試験での出題が予想される良問ばかりですので、<基礎編>で条文・判例知識の確認→<応用編>で記述式・多肢選択式の問題を解く、といった作業をくり返すことで、本書の問題を確実に解けるようにしておきましょう！

合格革命シリーズの紹介と合格への道のり

以下では、「合格革命シリーズ」の内容とその効果的な使い方を紹介します（なお、書名と刊行時期は変更される場合があります）。各書籍の特長をよく理解して、効果的な学習をしてください。

学習スタート

1 『スタートダッシュ』

行政書士試験合格のための「初めの一歩」として、行政書士の試験制度や頻出テーマの概要を押さえることで、今後の学習をスムーズにすることができます。また、法律学習の最も基本である条文の読み方についても、この1冊でマスターすることができます。

2 『基本テキスト』

行政書士試験合格に必要な知識を厳選した上で、その知識を豊富な图表を使って整理していますので、これ1冊で行政書士試験合格に必要な知識がインプットできます。全ページカラーですから見やすいのはもちろん、「よくある質問」「引っかけ注意！」「受験テクニック」「記述対策」といった側注も充実しており、読んでいて飽きない工夫が満載です。



3 『基本問題集』

絶対に押さえておくべき重要過去問を中心に出題しつつ、過去問では不十分なテーマについてはオリジナル問題で補充することで、出題範囲を網羅的に問題演習することができます。また、1つの選択肢ごとに『基本テキスト』の参照ページを付けていますので、簡単に復習することができ、『基本テキスト』の知識を定着させるのに最適です。

入門期

概要をマスター！

実力養成期

必要な知識を定着！

4 『肢別過去問集』

法令科目と情報通信・個人情報保護の過去問を1肢ごとに分解して、詳細な解説を掲載した、1問1答○×式の問題集です。過去問学習による知識の確認・定着に最適です。

5 『一問一答式出るとこ千問ノック』

『基本テキスト』の本文部分と基本事項の側注（赤色部分）を素材として、1問1答○×式のオリジナル問題1000問を出題しています。コンパクトサイズで、いつでもどこでも択一式対策を進めることができます。また、全問オリジナル問題ですから、過去問だけでは物足りない、不安だという人にもお勧めです。

6 『40字記述式・多肢選択式問題集』

条文・判例の穴埋め問題で記述式問題の素材となる条文・判例の文言を押さえていく＜基礎編＞から、本試験と同様に事例形式のオリジナル問題を出題している＜応用編＞へと進むようになっており、無理なく記述式対策が進められます。また、多肢選択式問題も掲載されていますから、多肢選択式対策もこの1冊で万全です。

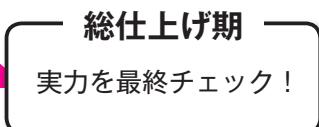
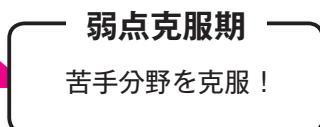


7

『法改正と直前予想模試』

(2019年4月刊行)

3時間で60問という本試験と同様の実戦演習を3回分行うことができます。もちろん、ヤマ当ても十分に期待できます。また、行政書士試験はその年の4月1日現在施行されている法律に基づいて実施されますので、その時点で判明している法改正情報も掲載します。



～受験生の疑問を解消！～

記述式Q&Aコーナー

記述式については、択一式と異なり、いまだ対策が確立していない受験生の方も多いのではないかと思います。そこで、このコーナーでは、受験生の多くが疑問に思うであろう点をQ&A形式で解説することにより、みなさんに記述式対策を確立していただきたいと思います。

なお、記述式（及び多肢選択式）の解き方については、『2019年度版 合格革命行政書士 基本問題集』の15ページ～18ページも参考にしてみてください。



記述式の勉強の仕方がわからないのですが、どうやって勉強すればいいんですか？



行政書士試験の記述式問題は、条文・判例の内容を記述させるものがほとんどですので、まずは条文・判例の文言を覚えることが必要です。しかし、条文・判例は無数にありますから、一から全部覚えていこうとすると、途端に破綻してしまいます。そこで、本書の＜基礎編＞を利用して、条文・判例を覚えるようにするとよいでしょう。次に、行政書士試験の記述式問題は、事例を素材としたものがほとんどですので、本書の＜応用編＞や『2019年度版 合格革命行政書士 基本問題集』『2019年度版 合格革命 行政書士 法改正と直前予想模試』で事例問題を解く訓練を積むことが必要です。このように、条文・判例のインプットと事例問題でのアウトプットを繰り返すことが、記述式問題を解くために必要な勉強です。

第 1 部

基礎編

記述式問題の素材となる条文・判例の文言をそれぞれ「条文チェック」と「判例チェック」で確認することができます。

- 第1章 憲 法
- 第2章 行政法
- 第3章 民 法

憲法

条文チェック

国会

第41条 テキスト p.101

国会は、国權の〔①〕であつて、國の唯一の
〔②〕である。

第51条 テキスト p.110

両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は
〔③〕について、〔④〕で責任を問はれない。

第54条 テキスト p.107

- 1 略
- 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に
〔⑤〕となる。但し、〔⑥〕は、國に緊急の
必要があるときは、〔⑦〕を求めることができる。

3 略

第56条 テキスト p.108

- 1 両議院は、各々その総議員の〔⑧〕の出席がな
ければ、議事を開き議決することができない。
- 2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除
いては、出席議員の〔⑨〕でこれを決し、可否同
数のときは、〔⑩〕の決するところによる。

第58条 テキスト p.112

- 1 略
- 2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律
に関する〔⑪〕を定め、又、院内の秩序をみだし
た議員を〔⑫〕することができる。但し、議員を
除名するには、出席議員の〔⑬〕の多数による議

解答

①最高機関

②立法機関

③表決

④院外

⑤閉会

⑥内閣

⑦参議院の緊
急集会

⑧3分の1以上

⑨過半数

⑩議長

⑪規則

⑫懲罰

⑬3分の2以上

決を必要とする。

内閣

解 答

- ①首長
- ②文民
- ③連帯して

④衆議院

⑤10日

⑥総辞職

⑦内閣総理大臣

⑧衆議院議員

総選挙

⑨議案

⑩指揮監督

□□ 第66条

テキスト p.114、117

- 1 内閣は、法律の定めるところにより、その〔①〕たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。
- 2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、〔②〕でなければならない。
- 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し〔③〕責任を負ふ。

□□ 第69条

テキスト p.115

内閣は、〔④〕で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、〔⑤〕以内に〔④〕が解散されない限り、〔⑥〕をしなければならない。

□□ 第70条

テキスト p.115、116

〔⑦〕が欠けたとき、又は〔⑧〕の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

□□ 第72条

テキスト p.119

内閣総理大臣は、内閣を代表して〔⑨〕を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を〔⑩〕する。

裁判所

解 答

①司法権

□□ 第76条

テキスト p.121、125、128

- 1 すべて〔①〕は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 〔②〕は、これを設置することはできない。行政機関は、〔③〕として裁判を行ふことができない。

3 すべて裁判官は、その〔④〕に従ひ〔⑤〕してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

- ②特別裁判所
- ③終審
- ④良心
- ⑤独立

□□ 第78条 ━━━━━━━━━━━━━━━━ テキスト p.128、129

裁判官は、裁判により、〔⑥〕のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、〔⑦〕によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、〔⑧〕がこれを行ふことはできない。

- ⑥心身の故障
- ⑦公の彈劾
- ⑧行政機関

□□ 第79条 ━━━━━━━━━━━━━━━━ テキスト p.126

1 略

2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる〔⑨〕の際国民の〔⑩〕に付し、その後〔⑪〕を経過した後初めて行はれる〔⑨〕の際更に〔⑩〕に付し、その後も同様とする。

- ⑨衆議院議員
- 総選挙
- ⑩審査
- ⑪10年

3～6 略

□□ 第82条 ━━━━━━━━━━━━━━━━ テキスト p.132

1 略

2 裁判所が、裁判官の〔⑫〕で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、〔⑬〕は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、〔⑭〕、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の〔⑯〕は、常にこれを公開しなければならない。

- ⑫全員一致
- ⑬対審
- ⑭政治犯罪

財 政

□□ 第86条 ━━━━━━━━━━━━━━━━ テキスト p.136

〔①〕は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け〔②〕を経なければならない。

- ①内閣
- ②議決

テキスト p.137

③予備費

④国会の承諾

⑤宗教

⑥公の支配

⑦会計検査院

⑧内閣

□□ 第87条

- 1 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて〔③〕を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
- 2 すべて〔③〕の支出については、内閣は、事後に〔④〕を得なければならない。

□□ 第89条

テキスト p.136

公金その他の公の財産は、〔⑤〕上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は〔⑥〕に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

□□ 第90条

テキスト p.137, 138

- 1 国の収入支出の決算は、すべて毎年〔⑦〕がこれを検査し、〔⑧〕は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
- 2 略

憲法改正

解 答

①3分の2以上

②発議

③過半数

④国民

⑤公布

□□ 第96条

テキスト p.141, 142

- 1 この憲法の改正は、各議院の総議員の〔①〕の賛成で、国会が、これを〔②〕し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その〔③〕の賛成を必要とする。
- 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、〔④〕の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを〔⑤〕する。

判例チェック

人権総論

□□ 八幡製鉄事件（最大判昭45.6.24）—— テキスト p.37

憲法上の選挙権その他のいわゆる〔①〕が自然人たる国民にのみ認められたものであることは、所論のとおりである。しかし、会社が、納税の義務を有し自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はない。のみならず、憲法第3章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国のみ〔②〕にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や〔③〕の特定の政策を支持、推進したまは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。

□□ マクリーン事件（最大判昭53.10.4）—— テキスト p.38

憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、〔④〕上日本国民のみをその対象としていると解されているものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、〔⑤〕の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることができないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するものが相当である。

□□ 外国人の地方選挙権（最判平7.2.28）—— テキスト p.40

〔⑥〕の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の〔⑦〕の不可欠の要素をなすものであることをも併せ考えると、憲法93条2項にいう「〔⑧〕」とは、地方公共団体の区域

解 答

- ①参政権
- ②法人
- ③政党

- ④権利の性質
- ⑤政治活動

- ⑥国民主権
- ⑦統治機構
- ⑧住民

⑨選挙

内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の〔⑨〕の権利を保障したものということはできない。

幸福追求権及び法の下の平等

解 答

- ①幸福追求
- ②公共の福祉
- ③肖像権

-
- ④名誉
 - ⑤法律上の保護に値する
 - ⑥軽重
 - ⑦公権力の違法な行使

□□ 京都府学連事件（最大判昭44.12.24）—— テキスト p.47

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び〔①〕に対する国民の権利については、〔②〕に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているのであって、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。これを〔③〕と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。

□□ 前科照会事件（最判昭56.4.14）—— テキスト p.48

前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の〔④〕、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという〔⑤〕利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。…市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、〔⑥〕を問わず、前科等のすべてを報告することは、〔⑦〕にあたると解するのが相当

である。

□□ 非嫡出子の相続分（最大決平25.9.4）—— テキスト p.54

〔⑧〕という制度自体は我が国に定着しているとしても、…認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が〔⑨〕関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を〔⑩〕として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものということができる。以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の〔⑪〕を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する〔⑫〕な根拠は失われていたというべきである。

⑧法律婚

⑨婚姻

⑩個人

⑪裁量権

⑫合理的

精神的自由権

□□ 謝罪広告強制事件（最大判昭31.7.4）—— テキスト p.58

謝罪広告を命ずる判決にもその内容上、これを新聞紙に掲載することが謝罪者の意思決定に委ねるを相当とし、これを命ずる場合の執行も債務者の意思のみに係る不代替作為として…〔①〕によるを相当とするものもあるべく、時にはこれを強制することが債務者の人格を無視し著しくその〔②〕を毀損し意思決定の自由乃至〔③〕の自由を不当に制限することとなり、いわゆる強制執行に適さない場合に該当することもありうるであろうけれど、単に事態の真相を告白し〔④〕を表明するに止まる程度のものにあっては、これが強制執行も代替作為として民訴…の手続によることを得るものといわなければならない。

解 答

①間接強制

②名誉

③良心

④陳謝の意

第 2 部

応用編

第1部基礎編の知識をもとに、本試験と同様の事例形式のオリジナル問題を解くことで、実力を養成することができます。

• 第1章 記述式

第1節 行政法

第2節 民 法

• 第2章 多肢選択式

第1節 憲 法

第2節 行政法

行政法

問題1



Check!

行政法の一般的な法理論（行政行為の種類）

難易度 重要度

普

B

以下に引用する農地法3条1項本文による農地の権利移転の許可は、行政法学上有る行為形式（行為類型）に属するものと解されている。その行為形式は、どのような名称で呼ばれ、どのような内容のものと説明されているか。40字程度で記述しなさい。

農地法3条1項本文

農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

(解答用)

10

15

解説

10	認可と呼ばれ、私人の法律行為を完成させる行為を	15													
補充して、その法律上の効果を完成させる。	(43字)														
成させる行為と説明される。															

採点基準

- ① 「認可と呼ばれ」 8 点
- ② 「私人の法律行為を補充して」 6 点
- ③ 「その法律上の効果を完成させる行為」 6 点

- ❶ 農地法3条1項本文による農地の権利移転の許可は、行政法学上の「認可」に属するものと解されています。 テキスト p.172
- ❷ そして、「認可」とは、私人の法律行為を補充して、その法律上の効果を完成させる行為と説明されます。 テキスト p.172
- ❸ 本問における農地法3条1項本文は、農地の権利移転につき農業委員会の許可を必要とするものであり、この農地の権利移転の許可は、私人間においてなされた農地に関する法律行為（例えば、売買契約や賃貸借契約）を補充して、その法律上の効果（例えば、売買契約であれば所有権の移転、賃貸借契約であれば賃借権の設定）を完成させる行為です。

ポイント



「認可」という名称は、絶対に書けるようにしておきたいです。「認可」の内容については、本によって若干表現が異なってきますので、大まかな内容が合っていれば十分と割り切る姿勢が重要です。なお、平成23年度問題44は「即時強制」という名称とその内容を記述させる問題であり、これについても同様のことがいえます。

問題2



Check!

行政法の一般的な法理論（行政行為の効力）

難易度 重要度
易 B

A県知事が都市計画法に基づき都市計画事業の認可をしたところ、この都市計画事業については、都市計画法の定める告示が十分になされていなかった。この場合、A県知事がなした都市計画事業の認可は、行政行為のどのような効力により、どのように扱われることとなるか。40字程度で記述しなさい。

(解答用)

10

15

解説

行	政	行	為	の	公	定	力	に	よ	り	、	違	法
重	大	か	つ	明	自	な	場	合	を	除	き	適	法
取	り	消	さ	れ	な	い	限	り	有	効	で	あ	る

採點基準

- ①「行政行為の公定力」 8点
②「違法が重大かつ明白な場合を除き」 4点
③「適法に取り消されない限り有効」 8点

- ① 本問では、問題文1～2行目に「この都市計画事業については、都市計画法の定める告示が十分になされていなかった」とあることから、A県知事がなした都市計画事業の認可は、違法となります。
 - ② もっとも、行政行為には公定力がありますから、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白な場合を除き、適法に取り消されない限り有効です。

テキスト p.173

- ③ したがって、A県知事がなした都市計画事業の認可は、違法が重大かつ明白な場合を除き、適法に取り消されない限り有効です。

ポイント



ポイント 行政行為の違法が重大かつ明白な場合、当該行政行為には公定力が認められず無効となりますから（最大判昭31.7.18）、「違法が重大かつ明白な場合を除き」という部分を忘れないようにしましょう。

問題3



Check!

行政法の一般的な法理論（行政上の強制措置）

難易度
易
重要度
A

Y市には建築主事が置かれており、Y市長は、Xの所有するマンションが建築基準法に違反しているとして、同法に基づき当該マンションの除却命令を発した。しかし、Xは当該マンションを撤去しなかったため、Y市長は、Xに代わって当該マンションを撤去し、これにかかった費用を徴収した。行政法学において、このような手続を何と呼び、また、この手続はいかなる法律に定められているか。さらに、同法によれば、この手続にかかった費用は、何の例により徴収するか。40字程度で記述しなさい。

(解答用)

10

15

解説

10	15
代 執 行 と 呼 び 、 行 政 代 執 行 法 に 定 め ら れ て お り 、 国 稅 滞 納 処 分 の 例 に よ り 徴 収 す る 。	(38字)

採点基準

- ① 「代執行と呼び」 4点
- ② 「行政代執行法に定められており」 8点
- ③ 「国税滞納処分の例により徴収する」 8点

- ❶ 本問では、問題文1～3行目に「Y市長は、Xの所有するマンションが建築基準法に違反しているとして、同法に基づき当該マンションの除却命令を発した」とあることから、Xは、マンションを撤去する義務を負っていることがわかります。
- ❷ 次に、問題文3～4行目に「Xは当該マンションを撤去しなかったため、Y市長は、Xに代わって当該マンションを撤去することとした」とあり、このように、他人が代わってなすことができる義務（代替的作為義務）を履行しない義務者に代わって、行政庁がその義務を履行し、その費用を義務者から徴収することを、行政法学において代執行と呼びます。

テキスト p.195、196

- ❸ また、代執行の手続（①戒告・通知→②代執行の実施→③費用の徴収）は、行政代執行法に定められています。 テキスト p.196
- ❹ さらに、代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができます（行政代執行法6条1項）。 テキスト p.197

2019年度版

合格革命 行政書士 40字記述式・多肢選択式問題集

発行日 2019年2月20日

初版発行

編著者 行政書士試験研究会

発行者 猪野 樹

発行所 株式会社 早稲田経営出版

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-1-5

神田三崎町ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9027

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© Waseda keiei syuppan 2019

管理コード w4449P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。